

平成28年4月1日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）
各 教 科 用 図 書 採 択 地 区 協 議 会 長
各 教 科 書 セ ン タ ー （ 分 館 を 含 む ） 館 長
北 海 道 教 育 大 学 総 務 部 附 属 学 校 室 長
（ 各 附 属 小 ・ 中 ・ 特 別 支 援 学 校 長 ）
各 国 立 高 等 専 門 学 校 長
各 私 立 学 校 長

様

北 海 道 教 育 庁 学 校 教 育 局 高 校 教 育 課 長
北 海 道 教 育 庁 学 校 教 育 局 義 務 教 育 課 長
北 海 道 教 育 庁 学 校 教 育 局 特 別 支 援 教 育 課 長

平成29年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

このことについて、別添のとおり、文部科学省初等中等教育局教科書課長から通知がありました。
つきましては、本通知の趣旨について十分留意するとともに、各機関において所管する全ての学
校、教職員等に対して周知し、適正な事務処理を行うよう、お願いいたします。

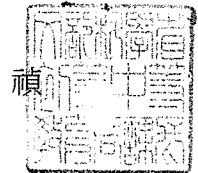
（ 高 校 教 育 課 普 通 教 育 指 導 グ ル ー プ ）
（ 義 務 教 育 課 義 務 教 育 グ ル ー プ ）
（ 特 別 支 援 教 育 課 学 校 教 育 指 導 グ ル ー プ ）



27初教科第76号
平成28年3月31日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局
教科書課長 望月



(印影印刷)

平成29年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

平成28年度における教科書採択の事務処理については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成28年3月31日付け27文科初第1777号各都道府県教育委員会教育長宛て文部科学省初等中等教育局長通知）のほか、さらに、下記事項に十分留意され、採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

国立学校及び私立学校については、おって、この通知の写しを附属学校を置く国立大学法人の長及び都道府県知事宛てに送付しますので、協力して周知をお願いします。

記

1 高等学校用教科書の採択について

高等学校の現行の学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示 34 号。以下「平成 21 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（平成 29 年度使用）」の第 1 部に登載されている教科書のうちから採択すること。

従前の学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号。以下「平成 11 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第 2 部に登載されている教科書のうちから採択すること。

なお、各教科書発行者においては、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところであり、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、障害その他の特性の有無にかかわらず生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても留意することが望ましいこと。

2 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について

(1) 学校教育法附則第 9 条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）並びに学校教育法附則第 9 条の規定による高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教科用図書（以下「高等学校用一般図書」という。）の採択に当たっては、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。

(2) なお、義務教育諸学校における特別支援学校・学級用一般図書の採択に当たっては、まずは文部科学省著作教科書や文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を採択する場合には、特に以下の①から⑥までの事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかにかかわらず、平成 28 年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと）。

- ① 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものが適切であること。
- ② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であること（特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切ではない。）。
- ③ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間にも系統性にも配慮すること。
- ④ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- ⑤ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

⑥ 分冊となっている一般図書を採択する場合、予算上後期用を予定していないため、年度当初にまとめて採択すること。ただし、弱視児童生徒のために検定済教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行している、いわゆる「拡大教科書」や、教科書を点訳した点字教科書については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。

また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合であっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

(3) 都道府県教育委員会は、特別支援学校・学級用一般図書及び高等学校用一般図書の展示会を開催することができるが、その際、特別支援学校・学級用一般図書及び高等学校用一般図書の見本は、発行の状況や価格等を考慮しつつ、都道府県教育委員会が購入することが適切であること。

なお、展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

特別支援学校・学級用一般図書及び高等学校用一般図書の発行者は、その展示会に図書見本を出品することができ、また、特別支援学校・学級用一般図書及び高等学校用一般図書の発行者の依頼を受けた者は展示会に一括して図書見本を出品することができること。

3 教科書見本の送付について

(1) 教科書見本の送付先・送付部数について

教科書見本の送付先と送付部数限度は「平成 29 年度使用教科書の採択における教科書見本の送付先及び送付部数限度について」（平成 28 年 3 月 31 日付け事務連絡）において教科書発行者に対して指導がなされていること。

[小学校・中学校]

平成 28 年度は、小学校及び中学校用教科書については、基本的に平成 27 年度と同一の教科書が採択されることとなるため、見本は送付されない。

[高等学校]

高等学校用教科書見本については、平成 27 年度に新たに検定を経た高等学校用教科書の見本に限り送付することができるものとし、その送付先と送付部数の上限は下記のとおりとする。

・都道府県教育委員会	: 各 6 部
・高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する市町村教育委員会	: 各 1 部
・高等学校	: 各 1 部
・教科書センター	: 各 1 部

- (2) 教科書見本の送付時期について
採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第，速やかに送付することとされており，4月末日（教科書センターについては5月末日）が期限とされていること。
- (3) 送付できる教科書見本について
教科書見本を送付することができるのは，平成27年度に新たに検定を経た教科書のみであるが，平成29年度に新たに設置される高等学校に対しては，採択権者の求めに応じ，それ以外の教科書の見本についても，1部を上限として送付することができること。
- (4) 教科書見本の保存について
高等学校用教科書見本については，各高等学校にも送付できるとしているが，次の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように，各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行い，万一滅失した際には，原則として各教育委員会等において保管している見本を活用すること。

4 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は，教育関係者の教科書研究の便宜を図り，一般公開を通じて，地域住民等の多くの方々に教科書の内容を知っていただくための取り組みであること。
- (2) 平成28年度の，教科書の発行に関する臨時措置法第5条による教科書展示会の開始の時期及び期間（法定展示期間）は，6月17日から14日間である（平成28年3月3日付け文部科学省告示第42号）ので留意すること。
- (3) 法定展示期間内は必ず教科書展示会を開催すること。なお，法定展示期間外であっても，教科書見本がそろい次第，教科書展示会を開催することは可能であり，法定展示期間の前後にも展示を行ったり，移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど，工夫すること。
- (4) 各都道府県教育委員会においては，教科書展示会の開催時期・場所等について，教員，教育関係者はもとより保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお，左記については，文部科学省ホームページにおいても，各都道府県教育委員会の教科書展示会についての情報を公開することから，平成27年度と同様，平成28年度教科書展示会についてのWebページを開設した場合は，速やかに文部科学省教科書課に報告すること。
- (5) 教科書見本が送付されない場合を除いて，教科書展示会の出品教科書に対しては，その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (6) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については，展示後1年間

保存することとされていることに留意すること（次年度使用教科書のみ）。なお、1年の保存期間終了後においても、教科書センターや図書館等において保存や展示を行うなどして活用されることが望ましいこと。

5 需要数報告について

(1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであることから、需要数の把握に当たっては、可能な限り正確なものとなるように努めること。

(2) 各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を厳守すること。需要数報告期限の厳守のため、都道府県教育委員会においては、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 需要数報告期限後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うことが望ましいこと。

(4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。

(5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：検定済教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。

なお、障害のある児童生徒が使用する音声教材についても、その普及促進を図るため、必要とする児童生徒数等について把握するための調査を併せて実施するので留意すること。

6 教科書センターについて

教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて小・中・高等学校用教科書のうちいずれかを新たに展示することとなった場合若しくはいずれか

の展示を止めた場合には、その旨を文部科学省教科書課に報告することとされていること。

7 採択地区の変更について

採択地区を設定し、又は変更したときは、都道府県の広報等で告知し、関係者に周知徹底するとともに、文部科学大臣にその旨を報告する必要があること。採択地区の変更に当たって教科書の採択・給与に不明な点がある場合には、事前に文部科学省教科書課まで相談すること。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576